

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 九―エチル―六・六―ジメチル―八―〔四―（モルホリン―四―イル）ピペリジン――イル〕――オキソ―六・一―ジヒドロ―五H―ベンゾ〔b〕カルバゾール―三―カルボニトリル（別名アレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>二十七～四十六（略）</p> <p>四十七 酢酸一七―（ピリジン―三―イル）アンドロスタ五・一六―ジエン―三ペ―ターイル（別名アピラテロン酢酸エステル）及びその製剤</p> <p>四十八～五十六（略）</p> <p>五十七 〔三R〕―三―シクロペンチル―三―〔四―（七H―ピロロ〔二・三―d〕ピリミジン―四―イル）―一H―ピラゾール――イル〕プロパンニトリル（別名ルキノリチニブ）、その塩類及びそれらの製剤</p>	<p>一～二十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十六～四十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十六～五十四（略）</p> <p>（新設）</p>

五十八〜六十九 (略)

七十 (二R・三S)―三―(一・一―ジメチルエチル)オ  
キシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニル  
ロパン酸 (一S・二S・三R・四S・五R・七S・八S  
・一OR・一三S)―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオ  
キシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―  
ジメトキシ―九―オキソタキス―一―エン―一三―イル  
(別名カバジタキセル) 及びその製剤

七十一〜九十 (略)

九十一 ニボルマブ及びその製剤

九十二〜百四十七 (略)

五十五〜六十六 (略)

(新設)

六十七〜八十六 (略)

(新設)

八十七〜百四十二 (略)